

敦煌發見の書簡文に見える「諮」

——羽 071 「太太與阿耶、阿叔書」の書式に關聯して*

山本孝子

はじめに

公益財團法人武田科學振興財團杏雨書屋に所蔵される羽 071 については、目錄冊、影印冊一ともに、四紙にわたり「大目乾連冥間救母變文」が書寫されるとするが、実際には全六紙からなり、その第五紙、第六紙にはそれぞれ「太太與阿耶、阿叔書」「金剛幢與阿耶書」の二通の書簡が記されている。第六紙は紙の下半分に缺損があり、全體を復元することが難しいが、第五紙に見える太太から父親らに宛てて書かれた私信は料紙左下部の一部を除き完存する。筆者はすでに『敦煌寫本研究年報』第六號¹において、家書の一例として釋文を提示し、現存の書儀との類似点を指摘しているが、その書式や内容についてはほとんど議論を行っていない。よって、ここで改めて書簡文全體を解釋した上で、本書簡の書式について特に後半部に用いられる「諮」に着目しながら分析を加えることとしたい。

1. 釋文・翻譯

まずは釋文と試譯を提示する。釋文についてはすでに前稿に收録するが、句讀點など一部改めた箇所があり、また本稿での議論にも必要となるため、再度ここに示すこととする²。（なお、文中のアルファベットは筆者が便宜上付け加えたものである。）

【釋文】

*本稿は日本學術振興會科學研究費助成（特別研究員獎勵費「唐・五代期の僧尼の書儀・書簡文に關する文獻學的考察」）による成果の一部である。

¹ [山本 2012]

²譯文・譯文の作成に当たっては、2014 年 6 月 14 日の大阪大學西域出土漢文文書演習の際に、荒川正晴先生、吉田豐先生、坂尻彰宏先生をはじめとする參加者から頂戴した意見を參考にした。ここに記して感謝の意を表したい。

- 01 A 頻奉狀、奉計合達、竟不蒙一問。季冬
02 極寒、伏惟
03 阿耶、阿叔尊體動止萬〔福〕。太太蒙恩馳
04 束(悚)。有限、侍 奉未由、但増馳戀、無任下
05 情。謹因賀闍梨、阿伯師去次、謹奉狀
06 起居。不宣。謹狀。
07 十二月三日男僧太太狀上
08 阿耶、阿叔座前
09 B 諮阿耶。宰宰阿兄、人云、失却。虛實、不得酌消息。
10 實若失却、阿那箇州郡失却分明、附一音信。
11 瓜州阿兄師與一書往至、發遣太太邊來。此聞於
12 官人邊諮訴。趁逐交易、太太趕(?)到。初春、乘衣(?)
13 往看阿耶、阿叔、諸親來。願垂照察。C 諮阿耶、〔阿〕
14 叔。阿兄、先日太太諮量、兒子惣令迷攔(却)、不聽今(?)□、
15 五花八散此有是處、審而思之。願垂照察。

【試譯】

A

頻繁にお手紙をお送りしており、お受け取りいただけているはずだと思いますが、一度もお返事いただいております。冬の終わり、非常に寒いですが、お父さま、おじさまにおかれましてはご健勝のことと存じます。わたくしはおかげさまでつつがなく暮らしており、大變恐縮しております。事情があり、お仕えすることができず、思い慕う氣持が増すばかりで、耐えがたきことでございます。つつしんで、賀闍梨・阿伯師(太太の師のあに弟子)が(そちらに)向かうのにあわせて、お手紙をお送りいたします。(書面では)述べ盡くすことはできません。つつしんでお便り申し上げます。

十二月三日、むすこである僧・太太がお手紙を奉ります。

お父さま、おじさまへ

B

お父さまにおたずねいたします。

宰宰お兄さまについては、ひとが言いますには、行方がわからなくなっているようです。それが眞實であるかどうかについては、情報をくみ取ることができません。もしどこの州郡で失踪したのか、失踪したことがはっきりとしているならば、ひとことお知らせください。瓜州の阿兄師(太太のあに弟子)が手紙を一通お送りくださり、太太のところまで届きました。このごろ、(そのことに關して)官人のところへ意見を求めて訴えました。交易に便乗して、太太は急いで駆けつけるつもりです(?)。春の初めには(お土産に?)衣服を乗せて(?)お父さま、おじさま、親戚のみなに会いに行きます。どうかご意見をお聞かせくださいますようお願いいたします。

C

お父さま、おじさまにおたずねいたします。

お兄さまのことにつきましては、先日太太は(お父さま、おじさまに)ご相談いたしましたが、子どもたちもみな混亂してしまっており、(とりまく状況は?)……することを

可能とせず、(家族は) バラバラになっている状態です。これ(相談した内容、この書簡で尋ねていること)は大切なことですので、細かいところまでこのことについてしっかりとお考えください。どうかご意見をお聞かせくださいますようお願いいたします。

【譯註】³

09、13 語：詳しくは後述する。

09 宰宰阿兄：直前の「阿耶」と並列として、書簡の受取人として解釋することも可能であるが、ここでは 1919, 0101, 0.76 (SP.76/Ch.00144)「又囑李閼梨。弟鄧幸徳甘州賊打將、長聞甘州在者(そのうえ、李閼梨さまをお願いいたします。(わたくし慶連の)弟である鄧幸徳が甘州の賊に略取されて、長らく甘州に留め置かれていたと聞きました)」⁴中の「李閼梨」と「弟鄧幸徳」の関係と同様に、「宰宰阿兄」についてはあとに続く書簡本文の主題となる人物であるにとらえた。

10 阿那箇州郡：指示詞「那」は疑問詞であると考えた。

14 阿兄：9 行目「宰宰阿兄」と同じく、書簡文の主題となる人物で、既出の「宰宰阿兄」を指しているものと考えた。

2. 書簡の構成と内容

アルファベットで示したように、本書簡は大きく分けて、三つの部分から構成されている。1 行目「頻奉狀」から始まる **A** の部分は形式的なあいさつ文であり、通信文としての實質的な内容を伴わない。時候のあいさつや受取人の健康を氣遣う定型句が並び、末尾には書き止めの語、題書まで書儀に基づく典型的な私信の書式で書かれている⁵。差出人は太太、受取人は 8 行目に見える「阿耶」「阿叔」、つまり差出人の父親と叔父である。

一方の後半部分は、**B**、**C** ともに「諮」から書き出され、「願垂照察」で締めくくられる。差出人は **A** と同じく太太であると考えられるが、**B** は 9 行目に見える「阿耶」に、**C** は 13 行目から 14 行目にかけての「阿耶」「[阿]叔」に宛てられたものと考えることができる。前半部分とは異なり、本書簡文の用件、つまり宰宰阿兄の失踪に関して、太太の把握している状況を伝えと同時に、受取人側で知り得ている情報を求める内容が記されている。

家族間で交わされた極めて私的な内容の書簡であり、差出人や受取人の居た場所などを特定するだけの情報を得ることはできない。11 行目に瓜州にいる阿兄師に言及があることから、少なくとも兩者ともに瓜州以外の地にいるものと思われる。

³書儀に頻出の定型句などについてはすでに前稿に提示しているため、ここでは繰り返さない。解釋に關わる部分を中心に述べることにする。冒頭の數字は行數を示す。

⁴ [坂尻 2012a]

⁵私信の書式に關しては、[山本 2010]、[坂尻 2012b] 參照。また、[山本 2012] 所收の羽 071 の釋文に附した語釋もあわせて參照されたい。

る。また、本書簡文が敦煌莫高窟から発見されたことから見て、ひとまずは阿耶・阿叔は敦煌にいたと考えておくのが妥当であろう。また、本書簡文が書かれた時期についてもある年の十二月三日であることしかわからないものが、この点については書式からおおよその時期を推測することは可能であると思われる。以下、B、Cに見える「諮」＋〔受取人〕の形式に焦点を当て、敦煌発見の他の書簡から類例を挙げながら、検討していきたい。

3. 敦煌発見の書簡文に見られる「諮」

冒頭や末尾に「諮（/咨）」が用いられる書簡文は、王使臻氏により「諮文」というひとつの書式であるとして議論がなされている⁶。その中で敦煌発見の諮文（大多数が五代から宋の初めのものと推測する）の特徴として、（1）内容は簡単で短く、委託や尋ね事をする際に用いられる、（2）冒頭あるいは末尾の「諮」の字を特徴とする、（3）差出人と受取人は互いによく知った間柄で、ほぼ対等な立場、あるいは直接的隷属関係にない者であり、目下の者から目上の者に宛てる状や啓のような形式張ったあいさつのことばがない、という点が挙げられている。

検討の対象とされる資料にこの羽071は含まれていないが、他に挙げられる例（S.5778、S.8566、S.3553v、S.10288、BD4407v、P.2573Pîèce1）との書式の類似・共通点、特に上掲の特徴（2）から本書簡文も王氏のいうところの「諮文」の範疇に入るものと判断できる。ただし、羽071は明らかに子から親、一世代上の目上の人物に宛てられたものであり、先に引用した特徴（3）には当てはまらないが、例外としてとらえるべきなのだろうか。さらに特徴（3）に関しては、傳世文献中の例として示される宋・岳珂『寶眞齋法書贊』卷二十二「孫中益和議帖」に「台候動止萬福」「不宣」「頓首再拜」など書簡の常套句が見られることと矛盾するよう見え、「諮」の文字の有無だけで共通の書式とするのは無理があるようにも思われる。加えて、諮文はまた「帖」とも呼ばれていたとされる点、名稱の問題についてもなお検討の餘地が残る。

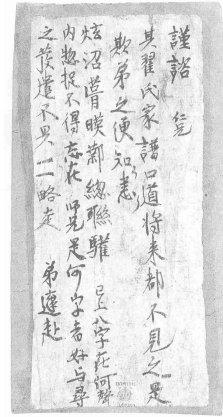
よって、書簡文の中で「諮（/咨）」がどのように用いられているか、まずはその使用状況を整理した上で、羽071との關聯からその用途・使用対象など、いま一度確認しておきたい⁷。

⁶ [王 2013]

⁷ [王 2013]においては公文書と私信、ふたつの「諮文」を同時に取り上げつつも、書式の復元などは専ら私信のそれに據っている。しかしながら、例えば狀式文書（公文書）と起居狀（私信）が全く異なる書式であることから（[山本 2014] 参照）、公文書と私信の書式はたとえ同じ名稱であっても、実際には全く異なるものであった可能性が十分に考えられる。本稿では羽071との關

3.1. 冒頭の「諮」

はじめに、羽 071 と同じく、冒頭に「諮」＋[受取人]のかたちが来る書簡文を順に確認したい。一例として S.5778 の全文と寫眞を次に挙げる。



- 1 謹諮 仁兄。
- 2 其『翟氏家譜』、口道將來、都不見之、是
- 3 欺弟之便、知悉知悉。
- 4 「炫」「沼」「葺」「暎」「昇」「總」「聯」「驩」、已上八字在何聲
- 5 内、惣捉不得、忘（望）在 師兄、是何字者、好與尋
- 6 之、發遣。不具。一一略走。 弟■〔草書花押〕赴

Giles 目録に拠れば、タテ 27.5cmx ヨコ 12.5cm の大きさで、ほぼ用紙いっぱい文字が書き込まれている。差出人のサインもあることから実際に使用された書簡であると考えられる。また、S.8566 では冒頭「咨囑師兄」から書き出されるが、最後は日付と「□□□白」⁸で締めくくられることから、S.5778 に比べてさらに独立性が高く、羽 071 後半の B や C の部分とは異なり、現存部分の全 6 行完結しているようである。

S.5778、S.8566 ともにおとうと弟子からあに弟子に宛てられたもので、おそらく僧侶の間で交わされたものである。両者の関係は對等ではなく、おとうとにとってあには敬意を拂うべき対象であり⁹、この書式が平行文書として用いられるもの

わりにおいて私信の「諮文」を議論の中心として扱う。ちなみに、公文書としては學士院から中書省への報告に用いる書式として運用されていた「咨報」が紹介されるが、この「咨報」がどのような書式であったか具體像は不明であり、名稱についても「諮文」「諮目」「諮報」の違いについて詳しく論じられないまま同一視されており疑問が残る。

⁸ [王 2013] ではこの部分を「帖子上白」と読み、「咨」は「帖子」とも呼ばれていたととらえるが、あにへの書簡の末尾においては「[名]＋白」と署名がなされることが多いことから、「□□□」には人名が期待され、「咨」が「帖子」の一種である根據としては認めがたい。ただし、本稿で扱う私信以外の文書で「諮」と「帖」がよく似た状況で用いられていることは確認できる。S.1267v 「上座因佛事配物諮（擬）」（9 世紀、吐蕃期）「右件等物限五月一日依配處納足、如違、陪（倍）。四月卅日上座 諮」（『英藏釋錄』第 5 卷, 297-298 頁；『眞蹟釋錄』第 3 冊, 248 頁）と見えるのに對し、P.2769 「某寺上座為設日臨近轉帖（擬）」では「帖至、限今月廿五日卯時於城東園頭取齊。如有不來者、兼及闕欠色目、各仰當各自身抵擋、更不在別人身上也。各自署名遞過者。月日上座帖」（『眞蹟釋錄』第 4 冊, 150 頁）とあり、文書末尾において「[差出人]＋「諮」/「帖」のかたちで用いられる點が共通している。P.2769 は典型的な轉帖であるが、S.1267v の「諮」については文書の性質を含め別の機会に検討したい。私信末尾の署名に伴う「諮」については、本稿 3.3.1 を参照。

⁹ 『新定書儀鏡』引「黃門侍郎盧藏用儀例」にも「凡父之黨稱尊、兄之黨稱長、[今]流俗皆謂父爲尊長、失之遠矣」と見える。『五杉練若新學備用』卷中「僧五服圖」などからも明らかな通り、僧尼らの師弟・兄弟弟子の關係は俗人の親子・兄弟に相當し、尊卑長幼の區別が存在する。[山本 2011] 参照。

であるとの王氏の判断には首肯しかねる。

3.2. 書簡の用件を導く「諮」

3.2.1 「囑」との類似

〔王 2013〕では、「諮」が書簡の本文中で「はかる、意見などを求める」といった意味の動詞、敬語として用いられる場合があるとしながらも、諮文の書式の指標とする冒頭や末尾の「諮」とは性質の異なるものとしてとらえている。しかしながら、本文中に見られる「諮」についても、「諮」＋〔受取人〕のかたちが基本となっており、実際には冒頭に用いられる場合と共通しているのである。その用法はまた羽 071 と一定の關聯性が認められ、書式の發展を見る上で重要となるため、以下類例を挙げ検討していきたい。

S.2578

- 01 仲冬嚴寒、伏惟
- 02 張都頭、索都頭尊體起居萬福。即日押衙薛九安
- 03 伏蒙二都頭重福、且得平善、不用遠憂。伏惟倍加
- 04 保重、下情望也。昨九安遠聞男員通遂往南山、
- 05 手内把卻、聞其此語、九安日夜恒憂一子、追
- 06 瘦忽盡、願二都頭知悉、知悉。九安又諮張都〔頭〕・索都
- 07 頭。天上取恩、發大弘願、久接貧兒。忽若二都
- 08 頭勾當、得員通離得南山、遠到鄉井、九安
- 09 拜賀無限。限以關山遙遠、面拜末期、
- 10 謹謹上起居。不暄（宣）。謹狀。
- 11 都頭坐前謹空
閣下。十一月十九日押衙薛九安謹狀

これは押衙である薛九安から張都頭・索都頭に宛てられた書簡で¹⁰、6 行目から 7 行目冒頭にかけて「九安又諮張都〔頭〕・索都頭」¹¹と、〔差出人〕＋「諮」＋〔受取人〕の用例が見える。また、S.3553v には次のように記される。

- 1 今月十三日、於牧馳人手上赴將丹貳斤半、馬牙珠兩阿果、金
- 2 青壹阿果。咨和尚。其窟乃繁好盡著、所要色擇多少、在此

¹⁰ 書簡の實物と考えられる。現在は他の紙と貼り継がれているが、S.2578 第一紙（第二紙と重なっている部分を含む）はタテ 29.5cmx ヨコ 42.6cm（實測値）である。

¹¹ ここで「諮」と起こした文字は寫本では「讀」と書かれており、『眞蹟釋錄』でも「諮」と解されている（第 5 輯，39 頁）。ほかにより適切な読みもなく、他の文獻との比較や文脈から「諮」とであると判断した。

3 不覓者、其色擇阿果在麵褐袋内、在此取窟上來、緣是東

4 頭消息、兼算蓄生、不到窟上。**咨**啓和尚。莫捉其過。¹²

2行目と4行目にそれぞれ「**咨**和尚」「**咨**啓和尚」とあり、やはり「咨」＋「受取人」のかたちをとっている。さらに、S.2241（10世紀）¹³では、「善**諮**」という表現が見られる。

01 孟冬漸寒。伏惟、

02 北宅 夫人・ 司空・小娘子尊體起居

03 萬福。即日君者々人馬平善與（已）達常樂、

04 不用優（憂）心、即當妙矣。切**囑**

05 夫人。與君者々沿路作福、厲寺燃燈。他

06 劫（却）不望。又**囑**

07 司空。更兼兵士、遠送前呈（程）。善**諮**

08 令公。賜與羊酒優勞。合有信儀、在於

09 沿路、不及祖送。謹奉狀

10 起居。不宣。謹狀。

11 十月十九日公主君者々 狀上

12 北宅 夫人 粧前

これは君者者（西ウイグルの公主）から北宅夫人（曹元忠の妻・翟氏に比定）に宛てられた私信であるが、7-8行目には「善**諮**令公（第四代曹氏歸義軍節度使・曹元忠に比定）」とあり、「諮」のあとに續くのが受取人以外の人物であることは注目に値する。また、4-5行目では「切**囑**夫人」、6-7行目では「又**囑**司空（第五代曹氏歸義軍節度使・曹延恭に比定）」と、よく似た文脈で「囑」と「諮」が使われている点にも注意して考えていきたい。2行目に「北宅夫人」「司空」「小娘子」とあり、12行目の脇付には見られないものの、司空は廣い意味で受取人のひとりとして數えることができる。一方の令公はこの書簡の差出人・受取人のいずれでもない第三者である。

「善**諮**」によく似た表現は、P.2992v「歸義軍節度兵馬留後使檢校司徒兼御史大夫曹上回鶻衆宰相稿」の本文中に「善**咨**申可汗天子。所有世界之事、竝令允就、即是衆宰相周旋之力」のかたちで出てくる。この書簡の差出人は歸義軍節度使であ

¹² 末尾にさらに一行六文字ほど書き込み（墨で抹消済み）もあり、これで書簡の内容が完結しているのか、途中で放棄されたのか判断しがたい。寫本はタテ 31.5cmx ヨコ 10.5cm の大きさ（Giles 目録による）である。

¹³ 釋文、内容の解釋、人物・年代比定は「坂尻 2014」に依據するが、「諮」の解釋に關わる一部釋文の句讀點を變えた。

り、受取人は衆宰相であるので、可汗天子はこの書簡の授受には直接関わらない第三者ということになる。また、「天子」は平出により敬意が表されており、こういった特徴は前掲の S.2241「善諮令公」と共通する。

羽 071 と S.2241 を比較すると、時候のあいさつや受取人の健康を氣遣う表現、會いに行くことができない理由と思慕の念、書き止めといった私信の基本要素に大きな違いはない。異なるのは、「囑」や「諮」によって導かれる書簡の用件が本文として取り込まれているか、題書より後ろに添え書きされているかという点だけである。S.2241 は、羽 071A の中に B や C を本文として挿入するかたちで構成されているのである。この点、起居啓（本文中に用件を書き加えることが可能）と起居狀（用件は別の書式を以って述べる必要）の関係とよく似ている¹⁴。

さらに大英博物館藏 1919, 0101, 0.76 (SP.76/Ch.00144) (10 世紀) を見てみると¹⁵、12-14 行目（本文）に「妻慶連切囑肅州僧李保祐。有女長延・長美二人年大兩個惣嫁得、早萬（晩）來者。不來廻發一字」、18-19 行目（題書より後）には、「又囑李闍梨。弟鄧幸德甘州賊打將、長聞甘州在者。李闍梨好與尋趁收續（贖）、得不得亦廻發一字」と見える。12-14 行目では「差出人」＋「囑」＋「受取人」、18-19 行目では「囑」＋「第三者」となっている¹⁶。冒頭に「囑」が用いられるほか、ここでは用件を記した末尾の句がいずれも「廻發一字」である点は、羽 071B、C が「諮」で書き始められ「願垂照察」で書き留めることを繰り返すことによって区切られているのと、非常に近い形式と言えるだろう¹⁷。

「諮」や「囑」の後には書簡の直接の受取人、あるいはその身邊にいる人物であるが、一通の書簡の中で、ここまでに挙げた例ではいずれも目上の人物に對して用いられていた¹⁸。ただ「囑」に関しては、S.4685 の「沙州兄李丑兒」から「伊州弟李奴子」に送られた私信の本文で「又囑奴子。接女長喜榮親、發遣縹揎兩疋已來、便是奴子恩得」と、あにからおとうとに用いられる例があり、「諮」については管見の限り、このように目下の者に對する用例を見出すことができない。したがって、「諮」は「囑」より丁寧な表現であったと考えられる。また、S.2241 では受取人と第三者の間で「囑」と「諮」の使い分けがなされているように見えるが、1919,

¹⁴ 起居啓と起居狀の違いについては〔山本 2014〕参照。

¹⁵ 〔坂尻 2012〕

¹⁶ 直接の受取人へのメッセージは本文に、第三者へのメッセージは題書より後に、意圖的に書き分けられた可能性も考えられる。

¹⁷ S.1284「西州釋昌富上靈圖寺陳和尚狀」では本文中に「又囑老阿耶。…、便是願也」とあり、題書の後ろには冒頭に書式を示す語はないものの、追伸・添え書きがあり「誰便是名事也」で書き留められている。「便是…也」が對應しているように見える。

¹⁸ 1919, 0101, 0.76 (SP.76/Ch.00144) については、夫婦間は本來ほぼ對等であるが、夫・李保祐が僧という特殊な身分にあることが関係しているものと考えられる。

0101, 0.76 (SP.76/Ch.00144) において受取人・第三者ともに「囑」が用いられることから、S.2241 での區別はむしろ「諮」の丁寧さに由来するものであろう。

以上確認したように、敦煌發見の書簡文の中で「諮」と「囑」は互いに共通の使用例を多く持っており、前節で觸れた S.8566 の「咨囑」のように組み合わせて使われる例を見ても似通った性質の語であったと判断できる。また、特徴としては異なる相手に向けた複数のメッセージが一通の書簡中に同時に記される際に用いられる點が挙げられるだろう¹⁹。

3.2.2. 書簡の構成と「諮」——別紙との關係

羽 071 が、書儀の規定に則った儀禮的なあいさつ文のみが竝ぶ A と、用件が記される B、C のから成る點は、先にも述べた通り起居狀が非常に形式的な書簡で、用件があれば別の書式を以て改めて記さなければならなかったということを想起させる。僧侶の書簡でも同じような状況であったようである。P.3691『新集書儀』(五代)より「弟子與和尚書」を引用する。

違離已久、無任馳結。時候、伏惟 和尚尊體動止萬福。即日ム蒙恩、未由頂伏、
無任戀結、謹奉狀不備。ム乙 和南 餘具別
帋中。

この書簡の内容は起居狀や羽 071A に相當するものであるが、最後に「餘具別帋中」との註釋が附され、書儀に示される定型文からはずれる用件については別紙にて述べるよう説明されている。P.3906「(擬) 書儀」(五代)にも「凡修書、先修寒溫、後便明體氣、別紙最後」とある通り、まずあいさつを述べ、別紙に書簡の用件を記すのが唐末から五代頃の書札禮であった²⁰。『新集書儀』では別紙についてどのような書式を用いるべきかについては示されていないが、P.3906「書儀(擬)」中の「與未相識狀」には次のように見える。

ム出處差池、久乖奉狀、瞻馳之至、常積下情。孟春猶寒、伏惟ム官尊體起居
萬福。即日ム蒙恩、限以職役、拜睹末期、謹奉狀起居不宣。謹狀。月日。 閣下
謹空。
別紙
久欽仁德、未覩冰容、攀戀日增、無因酉(面)金(會)。伏以ム官名傳内外、

¹⁹ 目下の複数の相手に對して、個別にメッセージが記される形式は P.3936「丈人丈母與張郎夫婦委曲」(10 世紀)に見える。その中では「差出人」+「報」+「受取人」の句を繰り返すことにより内容が區切られ、むすめ一家・むすめ婿・むすめへとそれぞれのメッセージが記されていた。P.3936 の構成については〔山本 2012〕参照。

²⁰ 〔陳 1999〕は別紙とは複書の第二紙の別稱であるとしつつ、あいさつの定型句からなる第一紙に對し、書簡の本題は別紙に記すものであると指摘する。複書の第二紙の別稱であるか否かは検討の餘地があるが、別紙に通信文としての主たる用件を記すというのは確かであると思われる。あわせて本稿註 37 を参照。

德備古今、威能遠播於寰區、聞見皆謠於美譽。△限以所守、展款甚難、謹先
諮申、伏惟照察。謹〔狀〕。

書簡文の構成、特に日付や題書が本體の末尾にのみ記される點、別紙末尾の「照察」の定型句など、羽071と類似する²¹。また、應之『五杉練若新學備用』卷中（五代・南唐期）が参考になる。小師から和尚への書簡に關する部分を引用する。

小師上和尚

違遠 參侍 易炎涼
改年光 孟春猶寒、伏惟和尚尊躰起居萬福、即日某思侍奉外蒙恩、不審

近日 自臘
初春 尊候何似。伏惟順時倍加寢膳。伏限尚居學地、阻遠江山 或云繁
紆緣事、未獲即

迴 左右。謹奉狀起居。春氣漸濃、伏惟更加調攝。不備。小師某狀上 和尚几

前 月日

封子樣

謹謹上 和尚几前 小師 某 狀封

凡修本師書、不可引閑詞、全乖格式。或有事、即別著一紙咨目。

和尚咨目樣

某咨目上 和尚。某事言云。不備。小師咨目 前有月日。
此不用。

「小師上和尚」（小師から和尚への書簡）とその「封子樣」（封題の書き方）に續いて、師に宛てた書簡では余計なことばを述べてはならず、書儀にのっとり形式通りに記さなければならないこと、ほかに他に用件がある場合は別に「咨目」という書式によって伝えるべきことを説明された上で、「和尚咨目樣」（和尚への咨目の書き方）が附されている。この「咨目」の特徴は單獨で送付されるものではなく、主たる書簡に添付するために書かれる點にあるだろう。そのため、日付や題書を含め形式的な文言もほとんどなく、伝えるべき内容が簡潔に述べられていたようである。

羽071とこの『五杉集』では、差出人と受取人の關係も異なり、冒頭・末尾の定型句も一致するわけではない。また、「咨目」は紙を改めて記すように指示されているが（「別著一紙咨目」）、羽071では同じ紙に書き連ねられている。しかしながら、「咨目」という名稱は敦煌發見の書簡文中の「諮」と何らかの關係があるように思われ、形式的なあいさつ文に加えて、通信文としての用件を記すという機能も同じである。前節で確認したように、S.2241では「諮」は本文中に、1919, 0101, 0.76（SP.76/Ch.00144）では「囑」が本文と題書の後の兩方に、羽071で

²¹ また、書簡末の「諮申」も書簡文中の「諮」との關聯をうかがわせる。註25に引用する Jx.2148を参照。

は題書の後に「諮」が用いられるという点を考慮すれば、本文から追伸・添え書きの形式へと移行し、さらに主となる書簡に附屬して別の用紙に記す場合の書式として発展したものと推察される²²。

また、ふたつの部分から成る書簡の形式として「複書」が知られている²³。もとはふたつの部分をそれぞれ別の用紙に記し、二枚一組とされていたと考えられるが、『新定書儀鏡』（天寶年間）「四海吊答書」の註に「諸儀複書皆須兩紙、今刪爲一紙、頗爲剪浮、但重敘亡人、兼申孝子哀情、參驗古今、亦將通體、達者裁擇、安敢執焉」とあるほか、司馬光『書儀』卷九・喪儀五「慰人父母亡疏狀」にも「『鄭儀』書止一紙」、「『裴儀』看前人稍尊、即作複書一紙」といった註が加えられており、少なくとも弔いの複書は八世紀中葉には二枚に分けて書かれていた内容が一紙へと集約して記されるようになったと考えられる。一方で、唐末の通婚書や節日のあいさつ文などでは「別紙」の出現によって紙数が増える方向に轉換しており、五代期には「三幅書」という形式が現れ、宋代にも引き継ぎ使用されている²⁴。このような過渡期において、羽 071 は異なる書式の複数の内容が一枚の同じ紙に記されたものと推測されるのである²⁵。

先に取り上げた S.5778 や S.8566 についても、現存はしないものの別に書儀に則ったあいさつ文が存在していた可能性が十分に考えられる²⁶。特に、S.5778 に

²²別紙もまた宋代には書簡に附屬する文書として多く用いられていたことが指摘されている。〔陳 1999〕 参照。

²³複書については〔呉 2002〕 第九章「書儀的書體形式及應用」259-300 頁参照。

²⁴「三幅書」とは三つの部分から構成される書簡の形式で、現在確認できる資料では『五杉練若新學備用』に見える弔いの手紙や宋代の『新編婚禮備用月老新書』に収録される通婚書に使用例がある。司馬光『書儀』では批判され、収録されていないが、宋代においても旋及していたと考えられる。

²⁵本稿で扱う私信の範囲からはやや外れるが、Jx.2148 の「弱婢員嬢・祐定」から「(コータンの) 公主」に宛てられた狀式文書(天壽二年(年代比定に關しては諸説あるが、10 世紀後半))も一枚の紙に、本文と添え書きが記されており、類例として認められる。本文中(6-7 行目)には「切望+〔受取人〕」のかたちが見え、末尾の定型句は「謹具狀起居咨聞」となっており、さらに日付・差出人の署名より後に 14-15 行目「差出人(狀が員嬢・祐定の聯名であるのに對し、この追伸部分は祐定のみ)」+「咨申」+〔受取人〕、17-18 行目「切望咨申」+〔第三者(皇帝、受取人の身邊にいる)〕とある。17-18 行目の例は「切望」+〔受取人〕+咨申+〔第三者〕の省略形と解釋することが可能であろう。

²⁶別の紙、あるいは羽 071 と同じく前半にあいさつ文が記されていたと考えられるほか、あるいは後ろにあいさつ文が附されていた可能性もある。Jx.6069 の「新婦小娘子陰氏」から「(コータンの) 公主」に宛てられた書簡(10 世紀)では、羽 071 とは逆に手紙の用件の部分(B、C に相當)が先に記され、あとにあいさつ文の定型句(A に相當)が見える。前半部分では、1-2 行目「到望」+〔第三者(宰相)〕、2-3 行目「切望」+〔受取人(公主)・第三者(宰相)〕、8-9 行目「又咨」+〔第三者(阿郎・宰相)〕と、それぞれ個別に用件が伝えられ、後半にはこの書簡の主たる受取人である「公主」へのあいさつ文が書かれる。この書簡で注目されるのは、あいさつ文の末尾、日付や署名より後ろ、題書の下部に「又阿嬢寄永先小娘信青銅鏡子一面、到日永先收留也」の添え書きが

は日付がなく、『五杉集』の「前有月日、此不用」という註釋との關聯があるように見える。また、「諮」や「囑」の用例はいずれも目上の人物に對するものであり、別紙もまた通婚書や父母・受業師父への書簡といった丁重さが求められる場合において用いられる形式であること、年代の比定できるものに関してはみな9世紀～10世紀以降にしか使用がされていないことなど、共通點は少なくない²⁷。別紙や「咨目」の出現と「諮」の使用には一定の關聯性が認められるであろう。

3.3. 末尾の「諮」

3.3.1. 書儀に見える署名の「諮」

すでに紹介した通り、[王 2013] では書簡末尾の「諮」の文字も書式の特徴のひとつであるとするが、敦煌発見の書儀を見ると必ずしもすべてを書式と關聯づけることはできない。なぜなら、書儀に示されるように、對等な相手ややや目下の人物に宛てた書簡の末尾には[姓名] + 「諮」と署名するからである。例えば、P.3442『書儀』「四海古書儀五首」では[姓名] + 「再拜」(極尊)、「諮」(稍尊、平懷)、「呈」「諮」(稍卑)、「報」(卑者)と、差出人と受取人の關係に應じて使い分けがなされている²⁸。また、『新定書儀鏡』引「黃門侍郎盧藏用儀例」でも同様に、「凡書末、尊行皆『告』。長皆『報疏』。長加『敬』字。舅云『問疏』。加丈人云『敬』。謂女婿云『白』、平懷云『謹諮』、小重云『呈』、云『疏』、皆爲姑族已上」との説明がある。さらに、同書儀には「舊儀與僧尼道士書題云『稽首』及『和尚(南)』、以代『諮白』『再拜』」と、僧尼や道士の書簡文に關して「諮白」という語に言及がある。これらの書儀に見える「諮」は待遇表現として、相手に應じて使い分けられる同義語のひとつであり、特定の書式を示すものではありえない。

さらに時代が下ると、司馬光『書儀』卷一「私書」中の「與稍卑手簡」には「某啓。

述事云云。不宣。某 咨白」と、「家書」中の「與外甥女婿書」には「某咨。春寒寒暄隨時想與

ある點である。この「阿嬢」が、9行目の「阿郎」に對應する人物であるとすれば、本來この部分には「又咨阿嬢」と記されるべきで「咨」が脱落しているものと考えることができる。9行目に續く内容であったものの、先に11-15行目のあいさつ文を記してしまったため、題書の下空白部分を利用して附けたしたものと理解でき、阿嬢に「永先小娘」へのプレゼントとして青銅の鏡を一面送り、永先の手元に留め置かせるように依頼しているものと解釋できるであろう。

また、あいさつ文が後ろに來る形式は、『五杉集』卷中「若是三幅書、即將第一紙爲短封、將復書第二紙作二幅書、第三紙爲更添時候問體樣與封題書、竝依慰師之書樣度也」のように、最後の第三紙に時候のあいさつを記す方法と同じである。

²⁷ [山本 2012] においてすでに指摘している通り、「照察」を含む書簡の定型句は多く官僚間で交わされる書簡の末尾に用いられるものであり、内外族書儀での用例は遅い時代、おおよそ五代以降の書儀にしか見えず、家書での用例そのものも多くないことを考慮すると、羽 071 の作成年代を10世紀頃に比定できるであろう。

²⁸ いずれも獨立した書簡において用いるものであり、主たる書簡が別に存在するわけではない。

尊幼如宜與女婿者云與幾姐及外孫如宜某此粗常述事云云。不悉。某咨。姓甥某官増云某郎 月 日」と見える。司馬光『書儀』にはこのほかにも冒頭「某咨」からはじまる書簡が吉凶問わず何點か収録され、これらの書式は一見『五杉集』の「咨目」と非常によく似ているが、差出人と受取人の関係は明らかに異なり、いずれも下行文書である。また、これは完全に獨立した一通の書簡であり、前節で見た用件を伝えるために附される書式とは性質が大きく異なる²⁹。敦煌發見の書儀に鑑みれば、これらは前節までで見た主たる書簡に附屬する書式として發展した「咨目」の類ではなく、下行文書の書式の流れをくみ、少しずつ變化したものであるととらえるべきであろう。

3.3.2. 追伸末尾の「諮」

主たる書簡に附屬する添え書き、追伸の末尾に「諮」が用いられる場合は、先に見た書簡の用件を導く「諮」と關聯がありそうである。ここでは P.2573Pièce1 を取り挙げる。

- 1 四月三日内親從都頭銀青光祿大夫檢校國子祭酒御史中承（丞）高延德狀上
- 2 延德未得歸鄉之便、家中切望³⁰
- 3 參謀親家翁、凡有大小事、兼 翟
- 4 郎共作周旋、懃懃檢校、莫令外人
- 5 欺負。其恩報答終在心懷。咨上³¹。

パリ目録によればタテ 18.0-18.2cmx20.8cm の大きさで、寫眞からは寫本右端に墨跡が確認でき、欠損があることがわかる。現存部分 1 行目は日付と差出人の署名部分であり、その前には書簡本體が記されていたはずである。[王 2013] ではおそらくこの 1 行目を別の文書であるにとらえたがために釋文に反映しておらず、2-5 行目を諮文として例示する。しかしながら、2-5 行目の上部は大きな空白があり、一通の書簡についてこのような書き方をすることには疑問が残り、また 2 行目「延德」は 1 行目で署名している「高延德」に違いなく、明らかに一聯のものである。

主たる書簡の書式・内容については缺損により知る術がないが、註 26 で挙げた Dx.6069 などに見える「切望」＋「受取人」の使用例から、受取人についてはおそらく 3 行目「參謀親家翁」あるいは彼の身邊にいる人物と考えて問題ないだろう。少なくとも、現存部分 2-4 行目は差出人「高延德」のむすめ婿の父親である「參謀親家翁」に宛てられたものであり、「翟郎」（3-4 行目）は參謀のむすこ・延德のむ

²⁹ [王 2013] が引用する宋・岳珂『寶眞齋法書贊』卷二十二「孫中益和議帖」も司馬光『書儀』所收の書簡に近いように思われる。本稿で扱う羽 071 など敦煌の書簡文とは時代もずれるため、ここでは簡単に指摘するにとどめ、宋代の資料に關しては別の機會に論じたい。

³⁰ 右横に別筆と見られる書き込み（「延德未得歸□」）がある。

³¹ 「咨上」の二文字は 2 行目横の書き込みと同じく別筆か。

すめ婿である³²。なお書儀によれば、嫁と婿の親同士の関係はほぼ對等である³³。

また、S.76v に見える書簡草稿中にも、題書の後に書き添えられる文言末尾に「笱諮」（差出人は受取人の従表弟・笱）、「宗緒再諮上」（差出人は受取人の従弟・宗緒）と見える。いずれも 3.1. 冒頭の「諮」で取り上げた S.5778 や S.8566 と同じく、おとうとからあに宛てられたものである。使用範囲・対象など、先に見た待遇表現の用法には当てはまらない。羽 071 とは冒頭と末尾、「諮+ [受取人]」と「[差出人] + 諮」と用いられ方に違いがあるものの、「諮」はいずれも追伸部分に特徴的に現れている。『五杉集』所収の咨目の冒頭が「[差出人] + 咨目上+ [受取人]」、末尾が「[差出人] + 咨目」であったことを考慮するならば、ひとつの書式として固定化する前の段階として、冒頭・末尾の一方にだけ用いられた可能性が考えられる。つまり、羽 071 のように冒頭に来るタイプと、P.2573Pièce1 や S.76v のように末尾に来るタイプが併用されていた時期が存在し、最終的に『五杉集』の「咨目」のように冒頭末尾の両方に用いられるようになったのである。冒頭の「諮」の場合は主となる書簡の直接の受取人とは別の人物に用件を伝えることが出来たが、末尾の「諮」の場合は受取人についての情報は省略されており、主となる書簡と必ず一致している必要があったと推測される。その点、冒頭の「諮」は複数の人物に個別に用件を伝える際に有効に機能していたにちががなく、「囑」と同様に本文に組み込むことができたことから應用に適していたであろう。

3.4. 「諮」の特徴・役割

ここまで確認してきた敦煌発見の書簡文に見られる「諮」に共通する特徴を整理しておく。使用する相手は目上の人物であり、受取人もしくはその身邊にいる人物に対して個別に用件を伝える際に用いられる。用件は本文中に記されることもあるが、題書よりあとに添え書きされることもある。さらには、主たる書簡とは別の紙に書かれることもあった。敦煌発見の書簡文を見る限り「諮」は冒頭・本文中・末尾などに現れ、用法はまだ完全には固定化しておらず、ひとつの書式として認められるほどではない。ほぼ 10 世紀の資料に集中しており、比較的早い時期の書簡には類例を見出すことはできない。よって、羽 071 の書寫年代も 10 世紀であると考えて問題ないであろう。書儀の中で書式として名称が與えられているのは『五杉集』所収の「咨目」のみであり、唐代學士院で用いられていた公文書

³²P.3502『新集諸家九族尊卑書儀』「與女婿書」などに見えるように妻の父母のむすめ婿に対する呼稱は「[姓] + 郎」が一般的である。

³³例えば、『書儀鏡』「與親家翁母書（夫の父母から妻の父母）」とその「答書」では、雙方ほぼ同じ表現が用いられており、「題如平書」と題書についても平壤に準ずるよう指定される。

の「咨目（/諮報/咨文）」との関係についてはその実態が明らかではないため確認し得ない。このような状況から、「諮」を指標として導かれる文言は、本文から追伸・添え書きの形式へと移行し、さらに主となる書簡に附属して別の用紙に記す場合の書式「咨目」として発展したと結論づけた。

では、書簡文の中で「諮」はどのような働きをしているのであろうか。ひとつには冒頭に「諮」＋[受取人]の定型表現が目印となり、誰に對してどのような用件があるのか、書簡を受け取った側に明瞭に伝えることができる。羽071のように儀禮的な定型句の竝ぶあいさつ文と區別して、題書より後ろに記される場合は、本文中に書き連ねられるよりも特に用件が目立つように思われる。「公狀」では用件が一目でわかるよう冒頭にひとつずつ行を改めて箇條書きにする方法が採られ、起居狀では定型句から外れる用件は別の書式を以って述べる必要があった³⁴。急ぎの用件があれば委曲によって報告を行い、さらに「公狀」を作成せねばならなかったのである。「諮」で内容を區切ることによっても、同様に用件が一目でわかるという効果が期待できる。

「諮」はおおむね何らかの事柄について相手に意見などを求め、書簡の返答を求める際に用いられている³⁵。ひとつひとつの用件、特に複数の人物に個別に返答を求める際には、それぞれ紙を改めて記した方がより便利であったのではないだろうか。「咨目」という獨立した書式が現れたのは、目上の人物への敬意・丁重さを示すだけでなく³⁶、返事を貰うためにも機能的であったためであると思われる。用件が複数ある場合、別の紙に分けて書くことでそれぞれの末尾に返事を書き込むための餘白ができれば、返信にも都合が良かったはずである³⁷。

³⁴ [山本 2014] 参照。

³⁵ 1919, 0101, 0.76 (SP.76/Ch.00144)「迴發一字」や羽071「願垂照察」といった語から返事を求める様子がうかがえる。

³⁶ 當時紙數の多さによって恭しさを示さんとする風潮があった。司馬光『書儀』では繰り返し三幅書のそれぞれの内容が重複していることを批判しており、例えば「上尊官時候啓狀」の註釋には「又今人與尊官書多爲三幅、其辭意重複、殊无義理。凡與人書所以爲尊敬者在於禮數辭語。豈以多紙爲恭耶、徒爲煩冗而不誠不足法也」と見える。

³⁷ 宋・沈括『夢溪補筆談』卷三「雜誌」には次のように見える。「前世風俗、卑者致書於所尊、尊者但批紙尾答之。曰、反。故人謂之批反。如官司批狀、詔書、批答之類。故紙尾多作「敬空」字。自謂不敢抗敵。但空紙尾、以待批反耳。尊者亦自處不疑、不務過敬。前世書啓甚簡。亦少用聯幅者。後世虛文浸繁、無昔人款款之情。此風極可惜也。」前世（北宋以前）には、地位・身分の卑しい者が尊き人物に書簡を送る場合、尊き者はただ紙の末尾に良否を決めて記し、返答としたことがわかる。また前世の手紙は簡単なもので聯幅を用いる者は少なかったにも関わらず、今はどんどん繁雜になっていることが述べられることから、宋代には何幅も連ねて書簡を記す状況があったことが読み取れる。また別幅を連ねて用いることに關しては、『北夢瑣言』卷四「陸辰相六月及第 盧光啓附」に「清河出征并汾、盧每致書疏、凡一事別爲一幅、朝士至今效之。蓋八行重疊別紙、自公始也」とあり、10世紀初め以降には用件ごとに別幅に改めて記すことが行われており、おそらくかなり廣く旋及していたものと推測される。また、「咨目」という書式の出現に關しては、官人の書

おわりに

ここまで羽071「太太與阿耶、阿叔等書」と關聯して、「諮」について確認してきた。羽071は家書でありながら、官人間の起居状のように儀禮としてのあいさつ文と通信文としての用件が分けて記されるほか、別紙や咨目といった書儀に見える僧侶らの書札禮に類似する形式が取り入れられており、唐末から五代、宋への私信の書式の變遷を見る上で、非常に重要な資料となりうる。一つの書式として固定化するまでに變化が見られ、各時代の種々の形式を同一に扱うことはできない。

書簡文の書式についての研究は、これまで表・狀・啓といった公文書、つまり公的な立場にある人物、あるいは機關の間で交わされる通信文、あるいは外交文書を中心に進められており、私信の書式については十分に検討が行われてきたとは言いがたい。書式は、書儀中に體現される受取人と差出人の尊卑・長幼・上下・親疎といった關係を確認する上で、言葉遣いに見られる位相・待遇表現とともに、重要な指標となりうるものである。また、書簡文の作成年代などを知るための手がかりともなりうる。書簡文の實例からは書儀に見られる以上に多くの書式が存在し、使い分けられていたのではないかと推測される。このような理由から、残された資料を活用しつつ引き續き書式の復元を試み、その使用範圍などについても検討を加えていく必要があると考える。

参考文献・略號（アルファベット順）

Giles 目録：Lionel Giles, *Descriptive Catalogue of the Chinese Manuscripts from Tun-huang in the British Museum*, London: The Trustees of the British Museum, 1957

『英藏釋錄』：郝春文『英藏敦煌社會歷史文獻釋錄』第5卷，北京：社會科學文獻出版社，2006

『眞蹟釋錄』：唐耕耦・陸宏基編『敦煌社會經濟文獻眞蹟釋錄』全5冊，北京：全國圖書館文獻縮微複製中心，1986-1990

陳靜 1999：「別紙」考釋『敦煌學輯刊』1999年第1輯，105-114頁

坂尻彰宏 2012a：「大英博物館藏甲戌年四月沙州妻鄧慶連致肅州僧李保祐狀」『敦煌寫本研究年報』第6號，155-167頁

—— 2012b：「杏雨書屋藏敦煌祕笈所收懸泉索什子致沙州阿耶狀」『杏雨』15，374-389頁

—— 2014：「公主君者者の手紙——S.2241の受信者・發信者・背景について」『敦煌寫本研究年報』第8號，47-68頁

札禮からの影響が疑われる。

王使臻 2013：「敦煌所出唐五代宋詔文考」『寧夏師範学院学報』2013 年第 4 期，41-45 頁

吳麗娛 2002：『唐禮摭遺：中古書儀研究』北京：商務印書館，總 8+7+650 頁

山本孝子 2011：「僧尼書儀に關する二、三の問題—敦煌發見の吉凶書儀を中心として」『敦煌寫本研究年報』第 5 號，225-244 頁

—— 2012：「書儀の旋及と利用——内外族書儀と家書の關係を中心に」『敦煌寫本研究年報』第 6 號，169-191 頁

（作者は日本學術振興會特別研究員）